

日進市小規模企業等活性化補助金交付要綱

令和4年8月18日

要綱第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模企業等の振興のため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、日進市補助金等交付規則（昭和56年日進町規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、日進市小規模企業・中小企業振興基本条例（令和4年日進市条例第3号）で使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、小規模企業者等で、商工会に加入しているもの又は商工会に加入する予定があるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する小規模企業者等を除く。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、各補助対象事業における補助対象経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に前条で定める補助率を乗じて得た額（その額に100

円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額とする。

2 前項の補助金の額は、1事業者につき1会計年度当たり5万円を上限とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業の完了後速やかに、日進市小規模企業等活性化補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 修了証書の写し、チラシ、写真等事業が完了したことが確認できる書類
- (2) 領収書等補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (3) 商工会に加入している者又は商工会に加入する予定がある者であることを証する書類
- (4) その他市長が必要とする書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、日進市小規模企業等活性化補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに日進市小規模企業等活性化補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付手続に関し不正行為があった場合
- (2) その他市長が補助金を交付することが不相当であると認める場合

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が

別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行し、改正後の日進市小規模企業等活性化補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率
人材育成を目的とした事業	外部団体等が実施する研修を、市内事業所に勤務する従業員等が受講する事業	研修の受講に係る費用	2分の1
	外部団体等の専門家派遣を受け、市内事業所に勤務する従業員等を対象に開催する研修事業	講師への謝金、会場使用料その他研修の開催に係る費用	
自らの雇用確保を目的とした事業	市内外で行われる就職フェア、合同企業説明会等に出展する事業	出展に係る費用	
	情報誌等に記事を掲載する事業	記事の掲載に係る費用	
	日進市ショートタイムテレワーク事業	備品等の購入に係る費用	
販路拡大を目的とした事業	自らの製品及び技術について、見本市、展示会等に出展する事業	出展に係る費用	
	自らの事業に関するホームページを開設し、又は改修する事業	ホームページの開設又は改修に係る費用	
	自らの製品及び技術について、電子商取引サイト（注1）を開設し、又は改修する事業	同上	
	自らの製品及び技術について、出店型電子商取引サイト（注2）に新規出店し、又は	ホームページの開設又は改修に係る費用	

当該サイトに掲載したホームページを改修する事業	用、初期登録費用
自らの事業を広告するための看板を作成し、及び設置する事業	看板の作成及び設置に係る費用
自ら開発した新製品（注3）を広告する事業	新製品に係る広告媒体製作費、撮影費用、撮影用スタジオ使用料その他新製品の広告に係る費用

備考 補助対象事業は、市内で事業を開始した日以後に行った事業に限る。

注1) 企業間取引 (Business to Business) 又は企業・消費者間取引 (Business to Consumer) を目的とした電子商取引サービスを提供するウェブサイトをいう。

注2) 1つの電子商取引サイト上に複数の店舗が出店し商品を出展しているウェブサイトをいう。

注3) 交付申請をした日の属する年度に新たに商品化した製品をいう。